

鹿児島県における海区漁業調整委員会委員候補者の評価に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が鹿児島県海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会の設置及び運営に関する要綱第2条に基づき行う推薦を受けた者及び募集に応じた者（以下「委員候補者」という。）の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価方法)

第2条 評価委員会は、次に掲げる手順に基づき評価を行うものとする。

- (1) 別表第1及び別表第2に掲げる評価項目に基づき、推薦又は応募に伴い提出された書類をもとに、委員候補者を評価する。
 - (2) 前号の結果を参酌しながら、漁業法(昭和24年法律第267号)及び漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)の規定により、委員の年齢及び性別並びに漁業者又は漁業従事者が営む漁業の種類、操業区域及び住所又は事業場を有する地区に著しい偏りがないよう配慮し、総合的に評価する。
- 2 委員長が必要と認める場合は、委員候補者の面接を行い、当該面接の結果を踏まえることができる。

(報告)

第3条 評価委員会は、前条により評価を行った後、委員候補者の評価結果を記載した報告書を作成し、知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和2年7月29日から施行する。ただし、令和2年11月30日までの間は、「漁業法」とあるのは「漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)による改正後の新漁業法」と読み替えるものとする。

別表第1 (漁業者・漁業従事者委員用)

	評価項目	評価内容	評価方法
職務の適切な遂行能力	職務内容の理解及び意欲	委員の職責を理解し、活動意欲があるか。	海区漁業調整委員会の委員経験、推薦者の性質等を考慮し、評価する。
	漁業者・漁業従事者からの信頼	漁業者・漁業従事者からの信頼があるか。	
漁業に関する識見	漁業に関する知識及び知見	漁業に関する知識及び知見があるか。	漁業協同組合や漁業に関する協議会又は業者会等における役職歴、漁業従事年数、漁業士歴等を考慮し、評価する。
	漁業従事歴	漁業に関する経験があり、現場に精通しているか。	
	漁業士	県が認定する青年漁業士又は指導漁業士であるか。(であったか。)	
その他	推薦理由又は応募理由の明確性	推薦理由又は応募理由が明確で説得力のあるものか。	推薦理由又は応募理由、漁業関係法令の違反歴、県の施策に対する理解度等を考慮し、評価する。
	遵法精神	漁業に関する法令を理解し、守り従っているか。	
	その他特筆的な事項	その他特筆すべき事項について考慮する。	

委員の年齢及び性別並びに漁業者又は漁業従事者が営む漁業の種類、操業区域及び住所又は事業場を有する地区に著しい偏りがないよう配慮し、総合的に評価する。

別表第2（学識経験委員及び中立委員用）

	評価項目	評価内容	評価方法
職務の適切な遂行能力	職務内容の理解及び意欲	委員の職責を理解し、活動意欲があるか。	海区漁業調整委員会の委員経験、学歴、職歴、役職歴、協議会又は審議会等の委員経験、推薦者の性質等を考慮し、評価する。
	公平性及び公正性	公平かつ公正な立場で建設的な発言が期待できるか。	
漁業に関する識見	漁業に関する知識及び知見	漁業に関する知識及び知見があるか。 ※学識経験委員の場合は、資源管理や漁業経営に関する学識経験を有するか。	学歴、職歴、役職歴、推薦理由又は応募理由等を考慮し、評価する。
その他	推薦理由又は応募理由の明確性	推薦理由又は応募理由が明確で説得力のあるものか。	推薦理由又は応募理由、漁業関係法令の違反歴、県の施策に対する理解度等を考慮し、評価する。
	遵法精神	漁業に関する法令を理解し、守り従っているか。	
	その他特筆的な事項	その他特筆すべき事項について考慮する。	

委員の年齢及び性別に著しい偏りが無いよう配慮し、総合的に評価する。